

定期昇給日迄靜觀する機同答したるが研究會はこの責任會の
態度に満足ならず五月二十七日緊急委員會を開催協議の結果文
書として責任會に提出交渉を一任する事に決せり。

五月二十八日責任會代表を訪問したる結果責任會は定期昇給
日迄自重することを極力慰撫し一應自重せしめると共に會社
側に對しては其の旨を報告し善處方を要望した。

六月三十日本社に於ける重役會に工場長出席し七月三日歸來
するや左の改善案を發表したる結果従業員は多少の不滿あり
たるも責任會の奔走により圓滿解決したのである。

1、賞與（規定七日分）を今期に限り

本工 二十日分 準工 十五日分 職夫 十日分

2、定期昇給

最高 拾錢。最低四錢。平均七錢

3、物價手當

一 扶養を^受ぐべき親又は子弟二人以上の同居者を有する者
に對し最高日當拾六錢を支給

二 扶養を受くべき親又は子弟一人以上二人迄を有する家
族は日當拾壹錢を支給

三 扶養を受くべき家族なく夫婦暮の者に對しては日當七
錢を支給

四 獨身者に對しては日當五錢を支給